

○林委員長 次に、外神田一丁目南部地区まちづくり関連についての陳情審査です。本件に関する陳情は、継続中の5-14、30、39、42、送付6-4の合計5件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関から何か情報提供ありましたら。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目南部地区につきまして、ファイル番号14の資料とファイル番号15の参考資料をご用意させていただいております。

まず、ファイル番号15の参考資料については、これまで当委員会に提出してきた事業全体の流れを示した資料となっており、現在を示す赤線の今時点とした資料となっております。

それでは、ファイル番号14、環境まちづくり部資料5をご覧ください。こちらは、先ほどの参考資料で示した現在の状況を補足したものです。資料中央、赤枠で示していますが、現在、基本設計作業を行っております。基本設計に当たっては、再開発ビルである建築物の設計と、再開発で整備等を行う広場や船着場等の公共施設の両方の基本設計を同時に進めております。万世会館や清掃事務所の区施設については、現在、施設所管課を中心に、内容や条件の整理を行いながら、事業主体である準備組合も交え、建築物の設計協議を行っております。

一方で、公共施設の基本設計も行っておりますが、今回の事業では、防災船着場や護岸の整備関係で、都の河川部や国道、JR、JR沿いの国道の、ごめんなさい、失礼しました、国道、JR沿いの区道の再整備に関して、それぞれ管理者協議が必要となり、協議を行っております。各公共管理者と、工事範囲や構造、将来管理等の協議を行い、組合設立申請までに公共管理者それぞれから同意を得ます。

清掃事務所の事業中の取扱いにつきましては、川側街区の施工手順の整理ができた段階で、準備組合と調整することになりますが、準備組合には、区として直接移転を引き続き要望しているというところです。また、施工計画や試験計画の精査については、基本設計が出来上がった後となります。その後、区に対する同意依頼と同時に、区以外の各権利者に対しても同意依頼が行われ、3分の2以上の同意提出がなされた後、事業計画・組合設立認可申請という流れになっております。

次に、2ページ目の防災船着場に関する位置付けをご覧ください。

1月24日の当委員会でご質問いただいております防災船着場に関しましては、都のしゃれ街条例によって、街並み再生地区指定時に位置づけがございします。親水広場と一体となった船着場の整備により、水辺のオープンスペースの確保を行うこととされております。また、表右側にありますように、防災船着場の整備主体は準備組合、組合設立後は再開発組合となりますが、将来管理や将来運用については、先ほどの公共施設管理者同意までに基本的な枠組みを決めていくこととなります。引き続き、適時適切な段階で、当委員会において報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○林委員長 はい。船着場は若干いろいろあるんですけれども、そのほか公共施設はあんまりないんですけれども、一応、質疑。

○春山副委員長 船着場。

○林委員長 船着場。

○春山副委員長 船着場の説明だったので、船着場について、これ、防災船着場ということなんですけれども、その後、できた後の将来管理についての協議というのは、これからされていく、まだされていないという段階なんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 これから行っていくという、枠組みを整理していくということです。

○林委員長 春山副委員長。全部これからだね。

○春山副委員長 はい。これ、千代田区管理のところを、行政だけ、千代田区だけでやるのか、それとも、官民連携でやるのかということによって、かなりマネジメントが変わってくると思うんですけれども、やっぱりにぎわいという意味では、行政だけじゃなくて、官民連携でちゃんと防災だけじゃないマネジメントしていくことが、この辺りの活性化につながると思うんですが、その辺のお考え、今のところ、どんな状況でしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 副委員長おっしゃるとおり、運用面を考えていきますと、民間を主体に考えていかなきゃいけないというふうに考えております。そういったことで、活性、にぎわいにつなげていきたいというふうな枠組みで検討をしていきたいと考えております。

○春山副委員長 はい。いいです。

○林委員長 あ、ある。小枝委員。

○小枝委員 この参考資料として配付された令和6年にも出されている資料のフローチャートのところなんですけれども、ここに、ちゃんと日にちを入れてもらいたいんですよ。都市計画審議会審議、都市計画決定告示、こういうところにちゃんと入れてもらいたい。今、そこは、資料として、やっぱりどのぐらいだったのか、もうこの間も、私がここからじゃないですかとかと言ったら、いや、半年違いますとかと言われて、毎回毎回、その資料を持ってくることができないんで、それはお願いをしたいけども、大丈夫ですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 日付も入れて、改めて資料として提出させていただきます。

○小枝委員 それで、今日はもうこれ以上無理だとは思いますが、建築コストが2.5倍とか言われている状況の中で、あちこちで、もう、今日の日経か何かでは、8割が遅れているというようなことで、見通しが立たないことはあると思うんです。その中で、かなり区が率先して、この低未同意率の中で進めてきたということがあるので、長期戦になるかもしれないことを視野に入れながら、公共施設の、それは現地で内装、リノベーション、メンテナンスを図っていくことと、あと、民間さんのほうだって、合意していないけれども、都市計画決定されている人だっているわけだから、そういう人たちが耐震補強であるとか、やっぱり両にらみでいかないと、生活が立ち行かなくなるということに関しては、責任を持って、今、やりますよということは大丈夫でしょうかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、区として持ち合わせている支援メニューだとか、そういったものについては、事業の間、行われる間、使えるというような形で整理できるか、一応、所管の、支援メニューを持った所管とも調整をしてみたいです。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 最後に、もう一点。ちょっと今後のことになるんですけれども、この辺

の区が絡んだ再開発のことと、それ以外の行政の出している計画であるとか、指針、環境政策みたいなものと、この開発のところの、何というんでしょう、こういうまちをつくっていくんだというコンセプトのところは、やっぱり事業者任せじゃなくて、行政も一緒にほかの政策の象徴となるようなものを同時並行で推進していくという必要があると思うんですけど、その辺、どうお考えでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、外神田一丁目については、万世橋、外神田一丁目の基本構想に基づいて、事業化に向けて検討してきているというところですよ。一方で、秋葉原地域という中で、の一角にすぎませんので、そこら辺については、秋葉原という商業文化の中で、どういう位置づけをしていくかというのをしっかり描いていかなきゃいけないというふうに考えております。

○春山副委員長 じゃあ、もう一点。

もう技監は帰られてしまったので、ゼロカーボンであるとか、ゼロ・ウェイストであるとか、清掃事務所と今後の環境政策というのはすごくリンクしていくので、そこが千代田区の目指している方向が分かるようなコンセプトだったり、つくり方というのは、行政としてもちゃんと指導していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 はい。副委員長の言われたところ、ごもっともだと思いますので、しっかり計画の中で、そういった関連性だとかを検討していただいて、取り入れるものは取り入れるというところで検討していきたいと思います。

○春山副委員長 はい。終わりです。

○林委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 ここのところの、もう否定をするのも何も、みんな都市計画決定されちゃっているんで、ここのところ。そのつもりはないんですけど、ただ、気をつけなくちゃいけないということが、同意率が公、つまり、国、都、区のところを除くと、やっぱり残念ながら3分の2にはなっていないで、組合設立が難しい状況になっていると。それで、普通、最終、最後まで、公は、そこに、何というんですかね、賛同するという事はなかなかしないというのが普通らしいです。

そこで、今回、私たちのほうの千代田区としては、斎場もある、そして、また今回は清掃事務所があるということで、千代田区の機能更新、様々な公共施設の機能更新を、再開発によって機能更新していくという、これは手法です。そうなってくると、今回のところでそれをやるということになったときに、それは法的な確認もしておいてくれということですよ、別にもういきり立って、おかしいじゃねえかとかというつもりないけれども、結局、それをやれということになると、自分たちの機能更新をするために、反対している側の人たちのことを収用、つまり、強引に結局は再開発に入れるということになるんです。ニュートラルな立場じゃないんです。というところについての丁寧な説明と法的な確認を十分にしておいていただきたい。それと、事業化に関しては、十分に考えておいて、せめて、場合によっては、分離して斎場だけやるかとかというような代替案も出てくるんじゃないのかなと思うんで、そういうような、今からしろということではないですよ。やはり横にらみして、性悪説的な最悪の場合のこともそろそろ考えなくちゃいけないと思いますが、どのように考えるか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今回、第一種市街地事業ということで、法的に収用、

規定的なものが区のほうで発生するかというと、それはないのかなというふうな認識です。ただ、一方で、委員おっしゃるとおり、公共が出資となって加わっていく事業という中では、区として、この事業に対して、しっかり責任を持っていかなきゃいけないという部分もあると思います。一方で、機能更新の中では、万世会館であるだとか、清掃事務所というところで、そこについては、現在、準備組合とは所管課が直接やり取りもしながら、施設計画についてやり取りをしている状況ではございますので、ある程度、所管課としての意向というものを組んだ形での計画を、今、反映していただいているような状況です。

一方で、今回の事業について、やはり収用、事業、区としてジャッジしていかなきゃいけない部分もありますので、そこら辺については、財産全体をつかさどる政策経営部の部分ともしっかり調整をして、区としてのジャッジをしていきたいというふうに考えております。

○林委員長 もろもろあるかと思いますが、こちら、なかなか宿題もできないので、継続の審査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ただ、今話も出ましたとおり、なかなかこの常任委員会の枠組みだけで、公共施設が入るんで、できないんで、その旨も、3点、二番町の日本テレビと外神田一丁目と神田警察通りの3点、これまで皆さんに確認した所管事務の項目として確認させていただくと同時に、申し送り事項、最後に確認しますけれども、に入れさせていただいて、なかなか環境まちづくり部だけで外神田一丁目の公共施設の整備について議論をしていく、調査していくというのが苦しいのかなというのを、到達点をちょっと皆さんと文面は相談しますけれども、というのを含めて、継続審査の取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。以上で、1の陳情審査を終わります。